



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 8 年 7 月 7 日
観 光 庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第 19 条第 1 項の規定に基づく行政処分を令和 8 年 7 月 6 日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和 8 年 6 月 25 日に実施した旅行業法第 65 条第 1 項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、令和 8 年 7 月 6 日付けで、別紙の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づく業務停止を命じました。

※ 1 : 業務停止については、令和 8 年 7 月 7 日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。

※ 2 : 別紙の一覧表つきましては、行政処分を実施した 5 年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【問合せ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 辺見、山川

代表 : 03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通 : 03-5253-8329

メールアドレス : hqt-ryokogyo★gxb.mlit.go.jp

注 : メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

旅行業者に対する処分の一覧表

別紙

No	旅行業者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第64号	(株)JTB	山北 栄二郎 ※	東京都港区東新 橋一丁目5番2号 汐留シティセン ター	令和8年7月8 日～7月16日の 9日間の業務停 止(三重支店)	旅行業法第 19条第1項	令和7年9月2日から同年9月4日に実施した貸切バスを利用した旅行にお いて、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバ スを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受 けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。

※本公表の記載内容は、本件処分時点における観光庁の旅行業者登録簿に基づくものである。